

コートジボワールにおける模倣品の 現状および対策

Spoor & Fisher Consulting (Pty) Ltd

Wayne Meiring
(弁護士)



Spoor & Fisher Consulting (Pty) Ltd は 1920 年に南アフリカで設立された知財専門法律事務所である。現在、約 60 名の弁護士および 250 名以上のスタッフを抱える。業務範囲は広域であり、南アフリカを含めたアフリカ諸国、中東諸国およびカリブ海諸国に及んでいる。Meiring 氏は商標専門の弁護士として、約 25 年のキャリアを有する。

コートジボワールはアフリカ知的財産権機関(Organization Africaine de la Propriete Intellectuel: OAPI)の加盟国であり、加盟国における単一の広域知的財産登録および保護制度が適用されるため、独自の知的財産制度を持たない。

OAPI の加盟国は次のとおりである：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴおよびコモロ連合。

OAPI 商標法

1. 商標権侵害

注意すべき重要な点として、登録された商標のみが OAPI 諸国で保護を受けられる。OAPI 商標法（バンギ協定における商標規定、以下「OAPI 商標法」）に基づき、商標の登録所有者は、登録対象の商品もしくはサービスに関して、または公衆を誤認させるおそれがある場合には類似の商品もしくはサービスに関して、第三者による当該商標または当該商標と類似する標識の使用を阻止する権利を有する。

2. 救済

商標権侵害訴訟は、コートジボワールを含む加盟国の管轄裁判所に提起することができる。商標権侵害訴訟を取り扱う裁判所は、幅広い権限を有し、下記の命令を下すことができる。

- 差止命令
- 損害賠償裁定の命令
- 侵害物品の押収命令

3. 暫定的救済

商標権侵害訴訟を取り扱う裁判所は、特定の暫定的または予備的救済を与える権限も有している。その例を下記に示す。

○裁判所は、商品の押収を命じることができる。押収された場合、押収を請求した者（通常は商標所有者）は、不当な押収から生じる損害賠償の担保金を裁判所から要求される場合がある。押収を請求する者が外国人である場合には、常に担保金が要求される。

○押収が命じられた場合、押収を請求した者は、目録または押収の日付から 10 営業日以内に刑事または民事訴訟を提起しなければならない。

裁判所は、侵害品に関し、「確認書(Constat)」の提出を商標所有者に求める命令を出すことができる。確認書とは公式の報告書であり、これに関して商標所有者は、当局者の助けを借りて、被疑侵害物品の詳細な目録および説明書を作成する。なお、この目録が商品の押収にも影響を及ぼすかどうかは分からない。

4. 刑事制裁

OAPI 商標法は、刑事制裁についても規定している。下記の行為は刑事犯罪とみなされ、罰金または拘禁を科せられる。

- （偽造）商標を偽造すること、または偽造された商標を使用すること。

○（無許可使用）他者が所有する商標を、商品その他の商用品に不正に貼付すること。

○（偽造品の販売）偽造商標もしくは不正に貼付された商標を付した商品を不正を知りながら販売する、もしくは販売すると申し出ること、またはかかる商標を付した商品もしくはサービスを販売する、販売すると申し出る、提供する、もしくは提供すると申し出ること。

○（模倣）商標の偽造はしていないが、公衆を誤認させるおそれのある商標の不正な模倣を行う、または不正に模倣された商標を使用すること。

○（模倣品の使用）商品の内容について公衆を誤認させるおそれのある表示を伴う商標を使用すること。

○（模倣品の販売）不正に模倣された商標を付した商品、または商品の内容について公衆を誤認させるおそれのある表示を付した商品を不正を知りながら販売する、または販売すると申し出ること、さらにかかる商標を付した商品またはサービスを提供する、または提供すると申し出ること。

刑事訴訟において裁判所は、被告人が無罪の場合であっても、商標を付した商品の押収を命じることができる。また、侵害行為に使用されたすべての道具および器具の押収を命じることにもできる。さらに裁判所は、商標所有者の追加の損害賠償請求を妨げることなく、押収品を真正な当該商標所有者に引き渡すよう命じることにもできる。さらに、裁判所は侵害品の廃棄を命じることができる。

5. 他の刑事犯罪

OAPI 商標法は、商品によって表示が義務付けられている標章（日本で言うところの、市販医薬品の分類表示やアルコール飲料である旨の表示にあたる）に関し、下記の行為も刑事犯罪として規定している。

○表示義務のある標章を商品に貼付しないこと。

○特定標章の表示義務のある商品に関し、表示義務標章を付していない商品を販売する、または販売すると申し出ること。

○特定の商品に対して特定標章の表示義務を宣言する OAPI 加盟国の決定に違反すること。この場合、裁判所はその表示義務標章を貼付するよう命じる。

○禁止されている標識を標章として表示すること。

6. 刑事責任に関する一般的事項

以下の一般的事項に留意する必要がある。

○刑事訴訟は、被害当事者による告訴に基づいて検察庁により起訴される。

○ひとつまたは複数の侵害品を不正品と知りながら受領した、販売した、販売のために展示した、またはいずれかの OAPI 加盟国の領域に持ち込んだ者は、侵害者と同じ刑罰を科せられる。

○酌量すべき情状に関しては、加盟国の国内法の規定が、侵害行為に適用される。

○侵害者に対し、裁判所は商品の没収を命じることができる。

7. 税関

税関職員は、上記に述べた「確認書」（目録）手続に参加することができる。

8. コートジボワールの特徴的な制度

コートジボワールは OAPI の加盟国であるため、上記 1.から 7.に述べたすべての事項は、各加盟国に当てはまる。しかし、コートジボワール特有の事項がいくつか存在することを指摘しておかなければならない。以下に示す。

○刑事訴訟は経済警察による捜査の後に提起される。経済警察は、職権により模倣品を押収および留置する権限を有する。

○侵害で有罪と宣告された者は、100 万から 600 万 CFA フランの罰金に加え、3 か月から 2 年間の拘禁を科せられる。

○コートジボワールは OAPI 加盟国の中でも、税関が合理的かつ効果的な措置を実施しており、商標所有者が税関監視サービス（下記 9.参照）を利用できる数少ない国の一つである。蔓延する模倣品に対処するために、税関および経済警察の双

方を利用することが望ましい。これら双方の機関は、検索権限を有しており、検索の過程で模倣品を押収および留置することができる。

9. 税関監視

模倣品の税関での押収を目的とした、税関監視の申請に必要な書類は、下記のとおりである。

○商標登録の証拠または同一性証明書（これらは OAPI から入手する必要がある）。

○真正品の説明書（可能であれば写真および見本を含む）、さらに承認された取引ルート、工場、輸入者などの特定。

○模倣品の説明書（可能であれば写真および見本を含む）、さらに工場、輸入者の特定または取引ルートに関する他のあらゆる情報。

○委任状（公証人の面前で署名されなければならない）。

コートジボワールにおいて税関監視サービスを受ける費用は OAPI 同一性証明書を入手する費用を除いて約 1,200 ポンドである。OAPI 同一性証明書を入手する費用は登録 1 件につき約 278 ポンドである。税関監視は毎年更新しなければならない。税関監視の更新費用は約 1,200 ポンドである。

結論

コートジボワールは、他の多くのアフリカ諸国と比べ、より効果的な模倣品防止策を提供している。商標所有者は、コートジボワールにおける問題に対処するだけでなく、他のアフリカ諸国の侵害者および管轄当局へメッセージを送るためにも、上述の手続の利用を検討すべきである。

しかしながら、経済警察および税関といった国家機関を利用することは可能であるものの、他の犯罪を優先せざるを得ない人手不足の状況や知的財産案件の取り扱い

い経験の不足等の影響もあり、我々の経験上、警察や税関を絡めた行政手続よりも民事手続を利用する方がより良い結果を得ることができる。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)